

第 11 回基本法検証部会へのコメント

日本生活協同組合連合会

二村 睦子

「食料分野の施策見直しの方向性」について、以下の意見を提出します。

1. 「食品アクセス」が最初に来ている点、食料の安定的な確保・調達、食料生産力の確保について言及がないことに違和感があります。

平時において必要な食料を入手できる状態とするためには、①必要とされる量の食料の安定的な確保・調達、②それが適切に流通し届けられる社会インフラの問題、の2つが必要で、①の食料の安定的な確保・調達の具体的な課題として、国内における食料生産力の確保、そして輸入と備蓄のあり方、ということになると思います。今回、食料の安定確保・調達やそのために必要な生産力について言及がなされていません。生産側の「農業」における課題、という整理かもしれませんが、「食料」の安定的な調達の問題として政策を見ることも必要ではないかと思えます。

2. 「食品アクセス」の問題と経済的な困難による食の問題とは切り分けるべきです。

いわゆる中山間地等での買い物困難の問題や物流 2024 年問題等によって生じる食品輸送等の問題と、経済的な理由によって必要なレベルの食生活が送れないという問題は切り分けるべきです。対象も対処方法も全く異なるためです。

経済的な理由によって必要な食料が入手できないといった問題については、本来的には社会政策の課題であると考えますが、食品・食料に関わる領域として課題設定し政策を講じるとすれば、余剰食料の活用の促進やそのためのしくみの構築として、別途掲げてはどうかと考えます。

3. 価格形成における市場の機能とその補正についての検討が必要ではないでしょうか。

価格形成においては、市場価格の乱高下が生産者に大きな負荷となっていると承知しています。一方で、管理価格的なあり方が有効に機能するとは考えにくく、市場での価格形成をベースにしながら、より適切に市場を機能させるための補正的な制度や施策を講じる方向性はないのか、検討してみてもよいのではないかと考えます。

4. 平時と不測時では消費者に求められる役割には違いがあることを踏まえ、消費者の行動に結びつくようなコミュニケーションが必要と考えます。

平時においては、安定的な食料の生産・調達とフードチェーンや今後必要性が高まる環境に配慮した持続可能な食料生産などが課題となり、それに対応した消費者の理解と行動が必要です。日常的な消費行動に結びつくためには、食料の持続的・安定的な供給のために何が求められるかというコミュニケーションの方が理解しやすいのではないかと考えます。

一方で、不測時にとられる食料供給のための施策と消費者への影響、消費者がとるべき行動については、現時点では消費者の理解や社会的な合意が形成されているとは言えません。今後、国民・消費者とのコミュニケーションを図りながら社会的な合意としていく必要があると思います。

以 上